

公立病院に関する財政措置のあり方等検討会報告書(抜粋)

(平成20年11月25日)

2 今後の財政措置のあり方

(2) 今後の財政措置のあり方検討のための視点

(前略)「公立病院改革ガイドライン」においては、公立病院に関する既存の地方財政措置の見直しの一環として、財政措置の重点化を図る趣旨から、①今後の病院施設等の整備費について病院建物の建築単価が一定水準を上回る部分を普通交付税措置対象となる病院事業債の対象から除外すること、(中略)が明記され、当検討会においてもこれらの問題を検討課題とするよう要請された。

(中略)

この観点から、病院建物に係る財政措置において、対象とする建築単価に上限を設定する点については、委員から、公立病院の経営悪化の一因として、高い費用をかけて豪華な病院建物を建てることがあり、他の経営主体に比べて、公立病院の建築費コストは高い傾向があるとの指摘があった。これに対し、他の委員からは、公立病院の建物建築は、公共工事の品質確保に関する法的規制や災害拠点病院等としての機能整備の必要性等から民間病院に比して建築単価が割高になることが避けがたいとの意見も述べられた。検討会としては、この問題に関し、①財政措置の建築単価については、公立病院と民間病院の経営環境の相違点を踏まえつつ、一定の上限を設けることが適当、②総務省等において、近年の公立病院における施設整備の実態について情報を集積し、病院の規模や機能ごとに、建築単価や面積の目安とすべき水準が明らかになるよう、地方公共団体向けに情報提供を行うべき、③その際には、あわせて、施設整備の前提として、提供すべき医療機能の明確化について医療スタッフも含めて議論を尽くすとともに、病院建設に伴う将来的な財政負担の状況についても住民に対してわかりやすく情報開示するよう促すべき、との3点で意見が集約された。

(後略)